

市有地売却の申込要領

【一般競争入札】

- 受付期間 令和8年4月24日（金）～5月15日（金）
午前9時～午後4時30分
※ 閉庁日は受付を行いません
- 入札期間 令和8年6月8日（月）～6月22日（月）
- 開札日時 令和8年6月23日（火）午前11時
- 開札場所 廿日市市役所5階 501会議室

【お問い合わせ】

廿日市市 経営企画部 公共施設マネジメント課 資産マネジメント係
(廿日市市役所4階)

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829-20-0001(内線1406、1494)

ファクシ 0829-30-9180

廿日市市

—— 目 次 ——

	ページ
売却物件一覧	1
申込みから所有権移転までの流れ	2
一般競争入札参加申込要領	3
1 申込みの受付	3
2 入札参加者の資格等	3
3 入札参加申込みの方法等	4～5
4 売買契約に係る特約事項	5～6
5 入札参加資格証の交付	6
6 入札期間並びに開札の日時及び場所	6～7
7 入札	7
8 入札保証金	7～8
9 落札者の決定	8
10 開札結果の通知	8
11 契約保証金	8
12 売買代金の支払い及び所有権の移転等	9
13 公表	9
14 その他	9
15 暴力団等排除措置要綱等	9～12

◎ 物件説明書（物件調書、位置図・公図等、全部事項証明書、現況写真）

◎ 広島圏都市計画用途地域計画図

※添付書類

（一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書、誓約書、役員等一覧、辞退届、委任状、入札書を封入する封筒の作成例、入札保証金振込証明書）

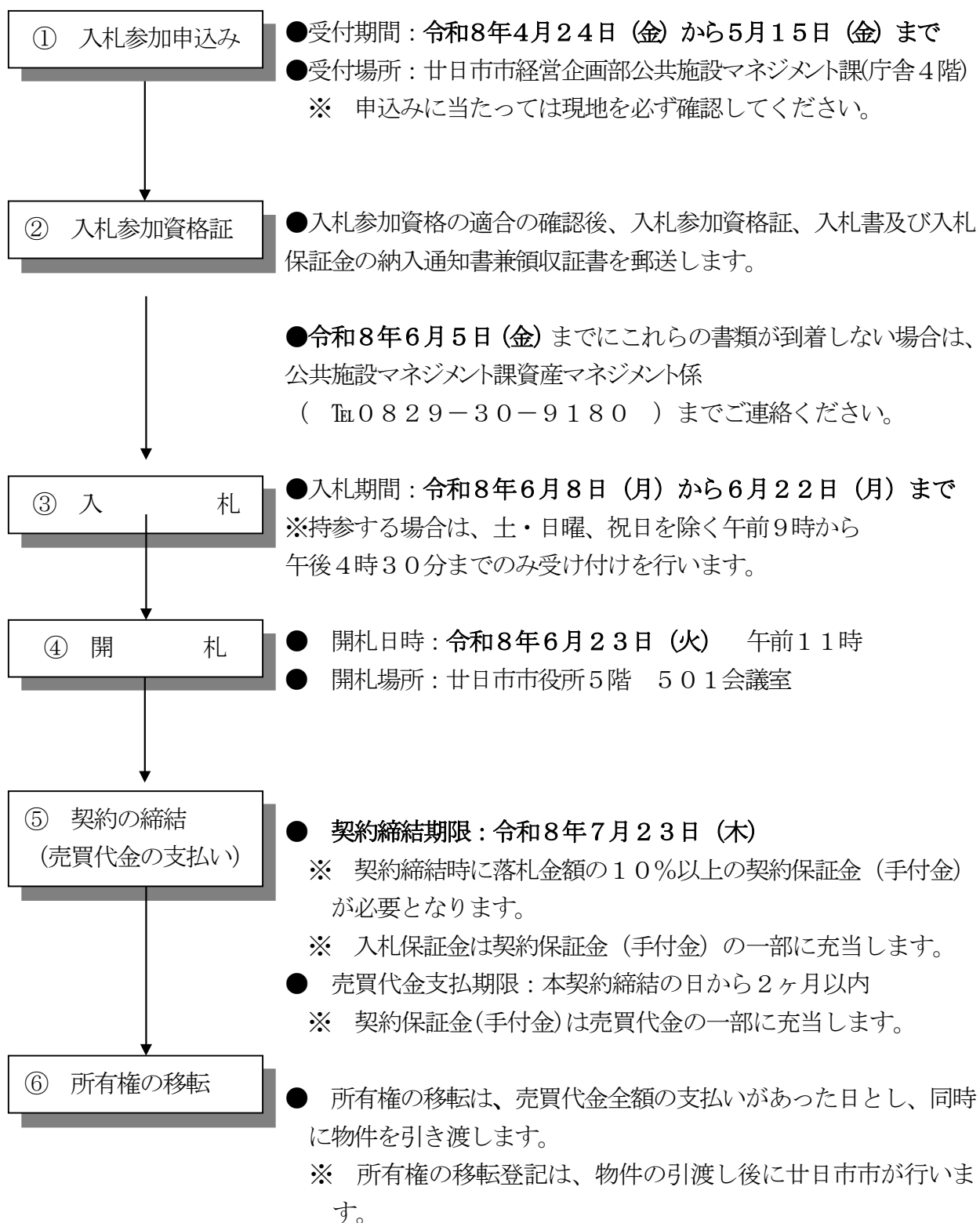
売却物件一覧

所在：広島県廿日市市

物件 番号	所在・地番	地目	実測面積		予定価格 (円)	入札保証金 (円)
			平方 メートル	坪		
入札3	八坂二丁目 1665 番 49	雑種地	240.21	72.66	5,870,000	587,000

- 1 落札者は、市が定める予定価格（最低売却価格）以上の価額で入札した人のうち最高の価格をもって入札した人となります。
- 2 物件の引渡しは、現状有姿で行います。

一 般 競 争 入 札



一般競争入札参加申込要領

一般競争入札は、広く入札参加者を募り、あらかじめ公表している予定価格（最低売却価格）以上で最高の価額をもって入札した者を売買契約の相手方とするものです。

入札参加希望者は、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 申込みの受付

(1) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

- ①受付期間 **令和8年4月24日（金）～令和8年5月15日（金）**
午前9時～午後4時30分
※ 閉庁日（土・日曜日、祝日）は受付を行いません
- ②受付場所 廿日市市下平良一丁目11番1号
廿日市市経営企画部公共施設マネジメント課資産マネジメント係
(市役所4階)

(2) 電話、ファックス及び電子メールによる申込みはできません。

2 入札参加者の資格等

(1) 入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。

(※ 2名以上の連名（共有）による入札参加も可能です。)

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できません。

- ① 市税を滞納している者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ③ 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から2年を経過していないもの
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の適用を受ける団体（以下「無差別団体」という。）
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）

(3) 入札参加資格の確認のため、警察当局に照会します。照会の結果、入札参加者が暴力団等に該当すると判明した場合は、当該申込者の行った申込みは、無効となります。

〔 ※ 受付期間内に、一般競争入札参加申込みの手続きを済まされた方以外は、入札に参加できません。 〕

3 入札参加申込みの方法等

(1) 申込方法

一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書(様式第1号)に所定の事項を記入、押印の上、次に掲げる申込みに必要な書類を添付して、受付期間内に公共施設マネジメント課(市役所4階)まで持参又は郵送(受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限必着)により提出してください。

(※ 電話、ファックス及び電子メールによる申込みはできません。)

(2) 申込みに必要な書類

原本1部を提出してください。

- ① 誓約書(様式第2号)
- ② 口座振替依頼書(様式)
- ③ 印鑑登録証明書(法人は印鑑証明書)
- ④ 市税の納税証明書(廿日市市の市税について滞納がないことを証明する書類)
- ⑤ 委任状(様式第5号)及び代理人(受任者)本人と確認できるもの(代理人により入札及び契約しようとする場合のみ。本人確認の例は、社員証、運転免許証など)
- ⑥ 身分証明書(破産者等で復権を得ない者でないことを証明する書類で、本籍地の市町村長が発行するもの。個人の方のみ提出してください。また、外国籍の方は、本証明書は不要です。)
- ⑦ 商業・法人登記 全部事項証明書(法人のみ)
- ⑧ 役員等一覧(様式第3号)(法人のみ)

※ ③、④、⑥及び⑦については、発行後3ヶ月以内のもの。

※ 共有の場合には、連名者全員の書類が必要です。

(3) 物件の確認について

※申込みに当たっては、必ず物件の下見をして現況を確認してください。また物件は、現況(図面と現況が相違している場合、現況を優先します。)のままで引き渡します。

※申込みを行う前に必ず申込者自身において、現地及び物件の利用等に係る諸規制についての調査確認を行ってください。

(4) 申込みに当たっての留意事項

ア 電気・上下水道・ガス等の各戸への引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、埋蔵文化財包蔵地の場合の発掘調査などの手続き及び費用は、原則として本人負担となります。詳細については関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。

イ 敷地に建物を建築する場合には、建築基準法等の法的な規制や、守っていただく条項があります。建物の設計を行われる時には、あらかじめ建築可能な規模、周辺の施設計画等を調査していただく必要があります。

ウ 売却物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。

- エ 売却物件は、現状有姿での引渡しとなります。したがって、工作物(フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど)、樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿のまま引き渡すこととなります。
- オ 越境物の処理については、廿日市市は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。
- カ 越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件説明書の参考事項欄に記載してあります。(ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。)
- キ 現地説明は行いません。また、物件説明書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現況と差異が生じた場合には現況が優先されます。
- ク 申込受付後の辞退は原則として認めません。やむを得ず申込みを辞退される場合は、辞退届(様式第4号)に辞退の理由を記入して、廿日市市経営企画部公共施設マネジメント課(市役所4階)に提出してください。
- ケ 申込書その他の書類は、正確に記入してください。記入漏れのあるもの若しくは記載が不明瞭なもの、又は事実と異なる若しくは虚偽の記載がされているものは、無効となります。

4 売買契約に係る特約事項

売却物件の売買契約には、次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

(1) 禁止する用途

契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業及び同条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用途に使用することはできません。

また無差別団体その他の反社会的団体及びそれらの構成員並びに暴力団等が、その活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはなりません。

(2) 権利の設定及び移転の禁止

買受者は、売買契約締結の日から10年間、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利、又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は設定したその他の権利の移転を禁止します。

ただし、あらかじめ廿日市市の承認を得れば、権利の設定が可能です。この場合買受者は、その残存期間についてその権利者に、前号の義務を承継しなければなりません。

なお、ここでいう権利の設定には、抵当権の設定は含みません。また、買戻権が行使された場合の譲渡対価返還請求権に対する質権の設定も可能です。

(3) 実地調査

廿日市市は、(1)~(2)の履行状況を確認するため、随時、売却物件の利用状況について実地調査を実施し、買受者に報告、資料の提出を求めることができます。

(4) 買戻権の行使

廿日市市の承認を得ないで(1)～(2)に規定する特約事項に違反した場合は、廿日市市は売買契約締結の日から10年間に限り、売却物件の買戻しをすることができるものとします。

また、買戻権を行使した場合には、買戻価格は売買代金と同額とします。買戻権が設定された土地を分筆したときは、分筆後の面積に応じて按分した売買代金を、分筆後の各土地の売買代金とします。

やむを得ない事由により買戻し特約を解除する必要がある場合は、廿日市市に、詳細な事由を書面にて申請しなくてはなりません。

(5) 違約金

買受者は、(1)～(2)に規定する特約事項に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する額の違約金を廿日市市に支払わなければならないものとします。

(6) 申込者が暴力団等に該当した場合の契約の解除

廿日市市は、売買契約締結後、申込者が暴力団等に該当することが判明した場合は、違約金の請求、買戻権の行使及び売買契約を解除するものとします。

(7) 第三者への承継

売却物件を暴力団等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、売却物件の所有権を第三者に移転し、又は売却物件を第三者に貸すことを禁止します。

5 入札参加資格証の交付

- (1) 申込みに当たっては、暴力団等の確認のため、次に掲げる情報を警察当局に照会しますので、あらかじめご了承ください。入札参加資格の適合を確認し、**令和8年6月5日(金)**までに入札参加資格証を郵送します。なお、入札参加資格を満たしていない場合は入札参加資格不適合通知書を送付します。

【個人の場合】…氏名、ふりがな、住所、性別及び生年月日

【法人の場合】…法人名及び法人の所在地並びに代表者及び役員等の氏名、ふりがな、住所、性別及び生年月日

- (2) 警察当局への照会の結果、申込者が暴力団等であることが確認された場合は、当該申込者の行った申込みは、無効となります。
- (3) 上記確認作業の状況により、売却に係る事務手続きが一時的に留保される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6 入札期間並びに開札の日時及び場所

①入札期間 **令和8年6月8日(月)** から**令和8年6月22日(月)** まで

※持参する場合は、土・日曜、祝日を除く午前9時から午後4時30分のみ受け付けを行います。

② 開札日時 **令和8年6月23日(火) 午前11時**

③ 開札場所 **廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市役所5階 501会議室**

※開札の立会いは任意とします。立ち会おうとする場合は、開札日時までに開札会場に入場してください。

7 入札

(1) 入札の方法

- ① 入札書は、6①の入札期間中に、持参又は書留郵便の方法により、1(1)②の受付場所に提出してください。到達期限内に確認ができない場合は無効とし、期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しません。
- ② 所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（印鑑登録済の印としてください。）の上、提出してください。
- ③ 持参の場合は、別紙「入札書を封入する封筒の作成例」のとおり封かんの上、提出してください。代理人が持参する場合は、委任状を添付してください。委任状の封かんは不要です。
- ④ 書留郵便の場合は、持参の場合と同様に封かんの上、「廿日市市長（経営企画部公共施設マネジメント課）」宛てに親展で送付してください。代理人が入札書を作成して送付する場合は、委任状を添付してください。委任状の封かんは不要です。
- ⑤ 入札書は、入札参加資格者証交付時に交付します。
- ⑥ 納付済の「納入通知書兼領収証書」の写しを「入札保証金振込証明書」の所定の場所に必ず貼り付けて入札書と併せて提出してください。「入札保証金振込証明書」の封かんは不要です。

(2) 入札金額の表示

入札金額は、物件の価額の総額を表示してください。

(3) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書換え、差し替え及び撤回はできません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

- ① 入札書に記名押印がないもの
- ② 入札書の記入文字が明確でないもの
- ③ 一つの入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの
- ④ 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- ⑤ 入札者が、連合して入札したものその他入札に不正の行為があったもの
- ⑥ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したもの
- ⑦ 予定価格（最低売却価格）を下回る入札をしたもの
- ⑧ その他入札に関する条件に違反したもの

8 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

ア 入札に参加される人は、事前に入札保証金を納付していただきます。

イ 入札保証金は、市が定めた金額を納付してください。

※ 共有により申し込まれた方は、各共有者毎に共有持分の割合に応じた額の入札保証

金を納付してください。

- ウ 入札保証金の納付は、入札参加資格証の交付時に同封する「納入通知書兼領収証書」をご使用ください。
- エ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときには、入札保証金は違約金として廿日市市に帰属し、お返ししません。
- オ 入札保証金は、その受入期間について利息をつけません。

(2) 入札保証金の還付等

次のア又はイの区分に従って還付等します。

ア 落札者

入札保証金については、契約締結までの間は締結確保のため引き続き入札保証金として廿日市市で保有し、契約締結時は、売買代金の即納の場合には売買代金へ充当し、支払期日延期の場合には契約保証金へ充当します。

イ その他の者

落札者以外の方については、指定された口座へ入札保証金を返還します。なお、入札保証金の還付には開札日から4週間程度の期間を要するため、あらかじめご了承ください。

(3) その他

入札参加者が入札に関し、不正の行為をしたときは、納付した入札保証金は廿日市市に帰属します。

9 落札者の決定

- (1) 落札者は、廿日市市が定める予定価格（最低売却価格）以上の価額で最高の価額をもって入札した者としてします。
- (2) 落札者となるべき同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。開札に参加していない者など、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない廿日市市職員にくじを引かせます。

10 開札結果の通知

開札した場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札日の午後5時までに、落札者にのみ結果を電話連絡します（落札者が開札に立ち会った場合を除く。）。

11 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結時に、落札金額の100分の10以上の契約保証金（手付金）を、廿日市市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。
- (2) 落札者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたとき（落札者が支払期限までに売買代金を支払わないとき等）は、契約保証金は廿日市市に帰属することとなります。

12 売買代金の支払い及び所有権の移転等

- (1) 契約保証金を除いた売買代金は、契約締結の日から2ヶ月以内に廿日市市が発行する納入通知書により支払っていただきます。
- (2) この場合、契約締結時に納入した契約保証金は、売買代金の一部に充当します。
- (3) 所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に物件を引き渡します。
(※ 物件は、現状有姿のまま引き渡します。)
- (4) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後に廿日市市が行います。
(※ 登録免許税以外の登記費用は不要です。)
- (5) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など契約に必要な一切の費用は、買受者の負担となります。

13 公表

契約を締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、契約相手方）を公表します。

なお、契約相手方については買受人の同意を得た場合のみ公表します。

14 その他

- (1) 不正な申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。
- (2) 物件の引き渡しは現状のままで行います。各自で必ず現地を確認してください。
- (3) 現地を確認される際には、周辺の迷惑とならないように注意してください。また、足元が悪いところもありますので、注意してください。
- (4) 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び市の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間に、廿日市市の責めに帰することができない理由により、売買物件を滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (6) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、廿日市市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 落札物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。
- (8) 本件市有地の売却は、この参加申込要領の他、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）によります。

15 暴力団等排除措置要綱等

○廿日市市物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要綱（抄）

（指名除外による排除等）

第3条 市長は、競争入札参加資格を有する者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年告示第25号）に基づき速やかに指名除外を行うものとする。

2 市長は、公有財産の売払いにおいて、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を契約の相手方とし

ないよう措置を講じるものとする。

(再委託の禁止)

第4条 市長は、物品調達等の契約の相手方（以下「受注者」という。）が別表に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当する者に契約の履行を委託又は請け負わせることを、承認してはならない。

(契約の解除)

第5条 市長は、受注者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合に、当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。

(不当介入に対する措置)

第6条 市長は、受注者が契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、受注者にその旨を本市へ報告させるとともに、所轄の警察署に届け出させるものとする。

2 市長は、前項の報告があった場合は、所轄の警察署と協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、所轄の警察署に被害届を提出させるものとする。

3 市長は、前2項の規定について、機会あるごとに受注者を指導するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 市長はこの要綱の運用に当たっては、警察等捜査機関との密接な連携のもと行うものとする。

別表

措置要件
1 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
2 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
3 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。
4 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは4に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

○廿日市市暴力団排除条例（抄）

(目的)

第1条 この条例は、廿日市市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定めるとともに、市及び市民等の役割を明らかにし、暴力団の排除を推進するために講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

(4) 暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市内における事業者の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(5) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(6) 市民等 市民及び事業者をいう。

(7) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により、広島県公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定されている法人その他の暴力排除活動を行う機関又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 暴力排除活動は、暴力団が市民の安全な生活に悪影響を及ぼす存在であることを市、市民等及び関係機関等が共に認識し、相互に連携して一体となり、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、県及び関係機関等との連携を強化し、暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

2 市は、暴力排除活動を行おうとする市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、市が実施する入札に暴力団員等を参加させず、及び法令に違反しない限りにおいて暴力団員等を補助金、交付金等の交付の対象としないようにする等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市(市が設置する公の施設の管理を委任された者を含む。)は、暴力団の活動のために公共施設を利用し、又は使用しようとする者に対し、利用又は使用の許可を与えないことができることとする等の必要な措置を講ずるものとする。

（県及び他の市町への協力）

第7条 市は、暴力団の排除のための施策が講じられるよう、県及び他の市町に対し、情報の提供その他の必要な協力をを行うものとする。

物 件 説 明 書

この物件説明書は、購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。

この物件は、現状のままで引き渡します（図面と現状が相違している場合、現状を優先します）。

立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、廿日市市では一切行いません。

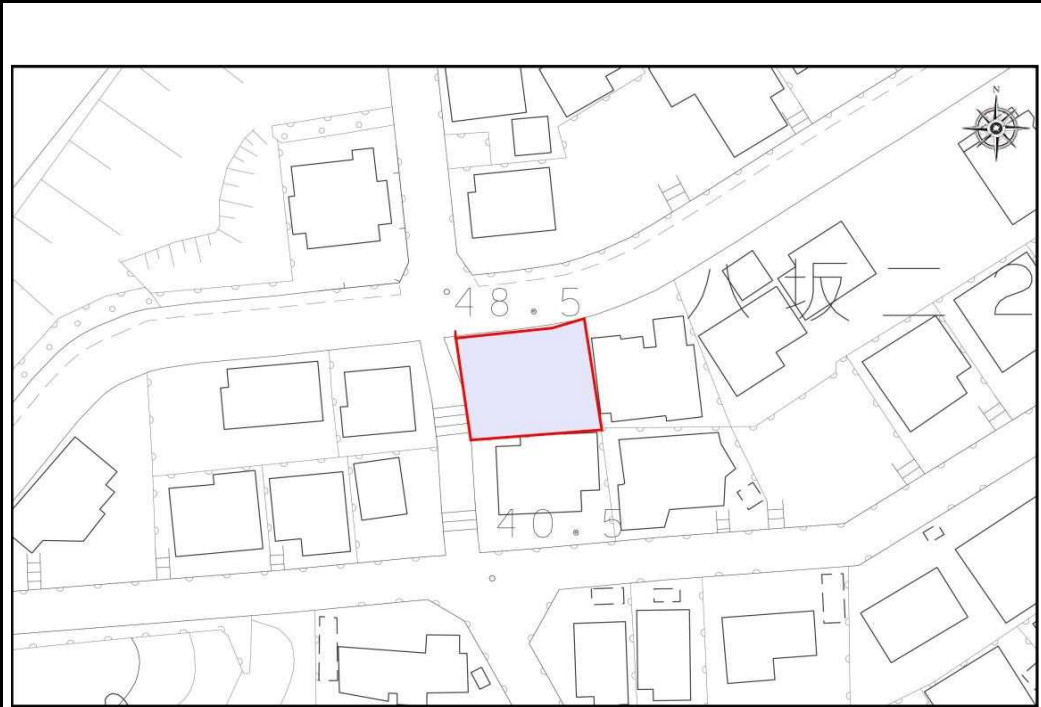
また、上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、廿日市市では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問い合わせの上、各自で対応してください。

地盤、地下埋設物及び土壌汚染に関する調査は行っておりません。

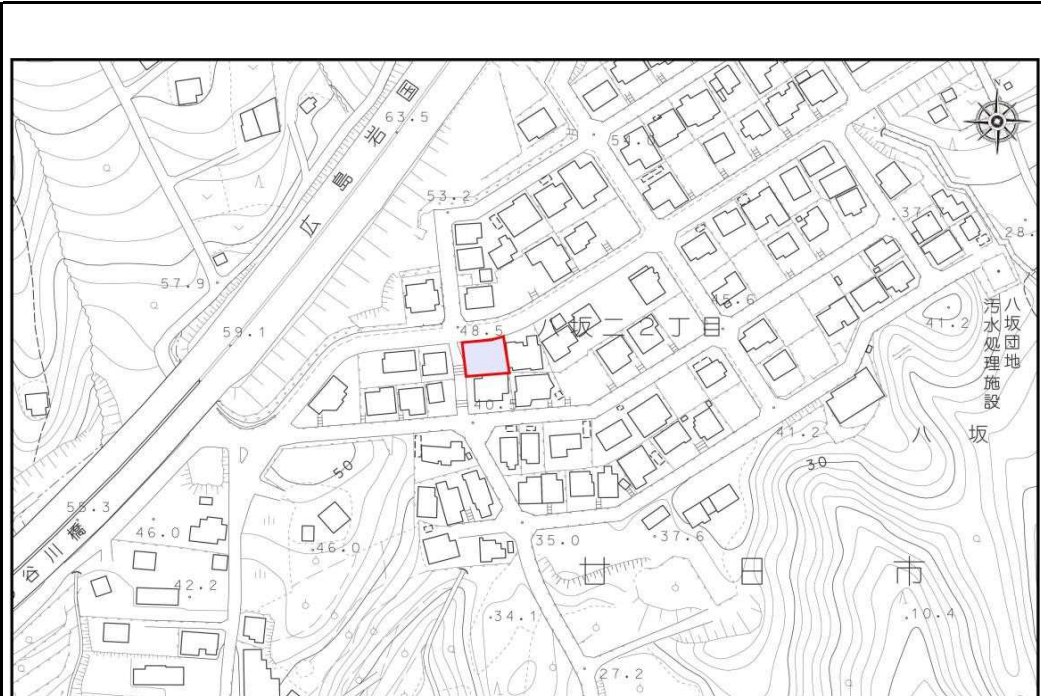
入札物件3

所在地	廿日市市八坂二丁目 1665 番 49			
住居表示	なし			
地積 (登記地積)	240.21 m ² (240 m ²)	地目	雑種地	
形状等	ほぼ長方形 (間口約 17m、奥行約 14.5m)、ほぼ平坦地、ほぼ等高接面、角地			
接面道路 の幅員等	幅員約 8m 林ヶ原鳴川線に接面 舗装/あり 歩道/あり			
都市計画法 等の制限、 許可状況等	市街化区域			
	用途地域	第一種低層住居専用地域	その他	宅地造成等工事規制区域 居住誘導区域 景観計画区域 土砂災害警戒区域(土石流)
	建ぺい率	50%		
	容積率	100%		
住宅地造成事業に 関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・認可(変更):昭和 50 年 9 月 29 日 都画第 490 号 ・検査済:昭和 51 年 7 月 10 日 第住-1 号 ・完了公告:昭和 51 年 8 月 3 日 			
供給処理 施設の状況	電気	中国電力		下水道 公共下水道未整備
	上水道	広島県水道広域連合企業団		
私道の負担等 に関する事項	なし			
公共機関等	廿日市市役所 大野支所	約 4.0 km	J R 玖波駅	約 2.6 km
	玖波小学校	約 2.4 km	玖波中学校	約 2.9 km
	大野 10 区集会所	約 400 m	八坂公園	約 400 m
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤調査、土壌調査及び埋設物調査は行っておりません。 ・本物件は、構造物・設備機器等を含めて現状有姿のまま引き渡しとなります。(地中障害物の撤去・費用補償等は廿日市市においては行いません。) ・隣接地排水管の一部分が、本物件に越境している箇所があります。この越境物及び側溝については、隣接所有者と覚書を締結しています。覚書の内容については所有者が変更した場合も、継承してください。 ・隣接地塀の一部分が、本物件に越境している箇所があります。この越境物及び隣接地側溝の取り扱いについては、隣接所有者と覚書を締結しています。覚書の内容につ 			

<p>いては所有者が変更した場合も、継承してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・本物件は令和8年度を目途に公共下水道の供用開始を予定しています。、公共下水道の供用開始前に汚水を排水する設備を設置される場合、下水道建設課及び下水道経営課へ事前にご相談ください。・土地引渡し以後においては、十分な注意をもって土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意してください。



位置図



位置図

地番	1665-49、1665-502
土地の所在	廿日市市八坂二丁目

土地所在図
地積測量図

座標系	任意座標系
測量年月日	令和6年4月16日

座標求積表

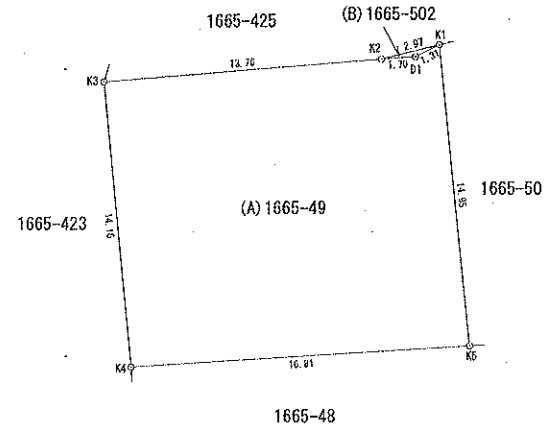
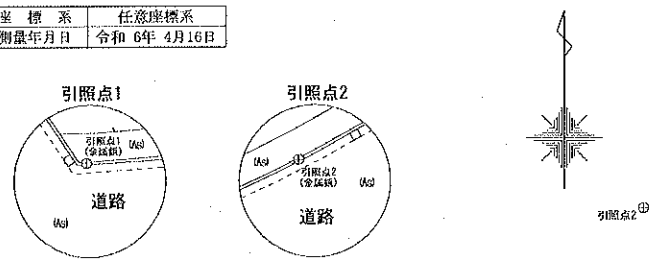
地番	(A) 1665-49				
境界点	境界標	Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_{n-1}) Y_n$	距離
K1	新設金属標	1008.349	1018.747	14565.025559	1.31
D1	新設金属標	1007.771	1017.564	-718.400184	1.70
K2	新設金属標	1007.643	1015.859	-1216.999082	13.76
K3	新設金属標	1006.573	1002.133	-15207.368275	14.16
K4	新設金属標	992.468	1003.467	-13144.414233	16.81
K5	新設金属標	993.474	1020.250	16202.590250	14.95
				倍面積	480.434335
				面積	240.2171675
				地積	240.21 m ²

地番	(B) 1665-502				
境界点	境界標	Xn	Yn	$(X_{n+1} - X_{n-1}) Y_n$	距離
K1	新設金属標	1008.349	1018.747	-130.399616	2.97
K2	新設金属標	1007.643	1015.859	-587.166502	1.70
D1	新設金属標	1007.771	1017.564	718.400184	1.31
				倍面積	0.834066
				面積	0.4170330
				地積	0.41 m ²

合計 240.6342005

参照点表

点名	X座標	Y座標	内角	距離
後視点 参照点2	1019.111	1028.825		
器械点 参照点1	1013.469	1006.121		
K1	1008.349	1018.747	36-01-43	13.625
K2	1007.643	1015.859	44-50-48	11.348
K3	1006.573	1002.133	133-59-48	7.966
D1	1007.771	1017.564	40-25-35	12.783



作製者 土地家屋調査士 廿日市市本町10番29号 岡村誠爾 (令和6年4月17日作製)

申請人 広島県廿日市市長 松本太郎

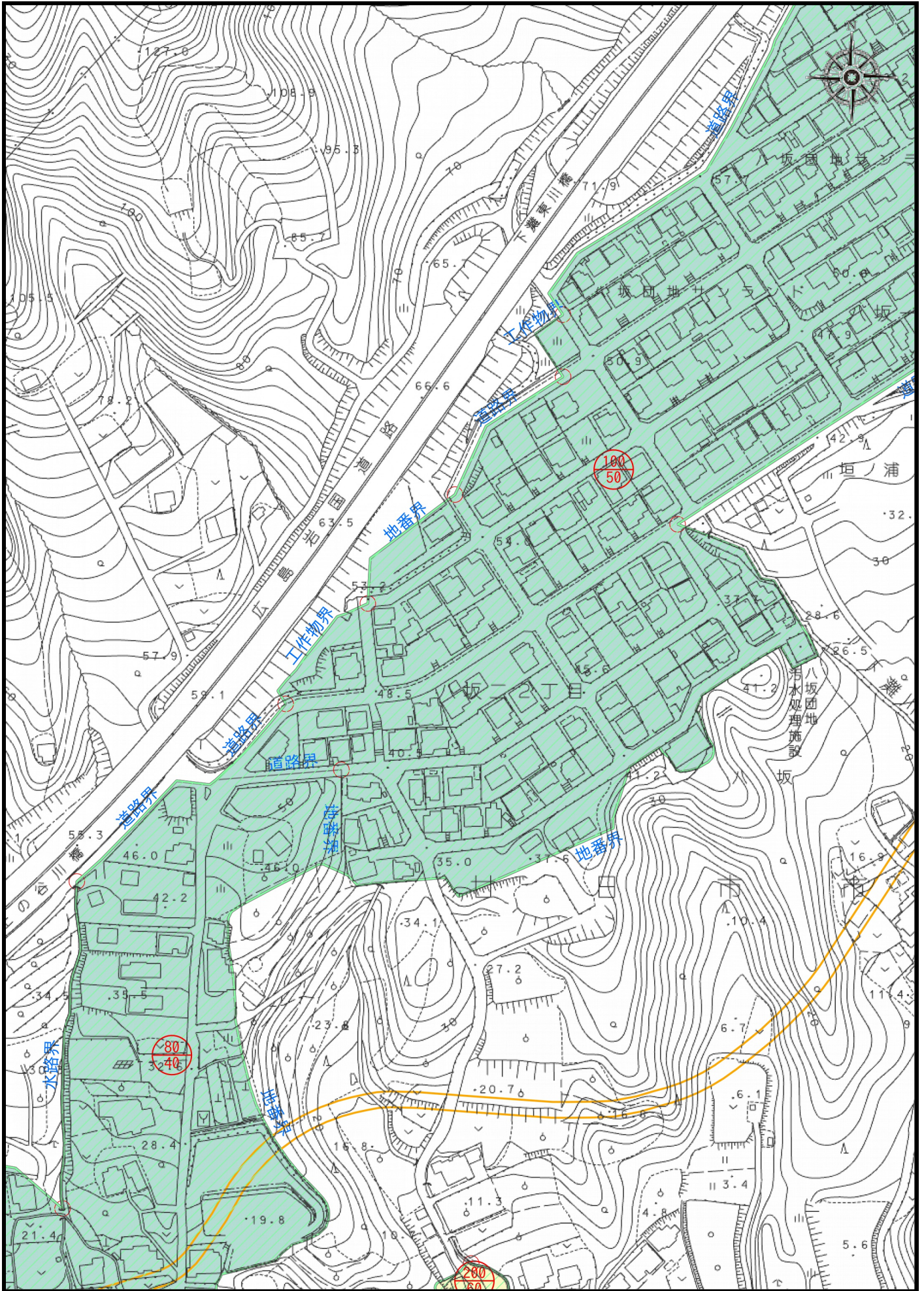
縮尺 1/250

入札物件 3





広島圏都市計画用途地域計画図



1 / 2,500

特記事項：